

秋田県条例第十九号

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、老人福祉法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第三条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第九条第二項中「完結の日から二年間」とあるのは、「退所の日から五年間」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。